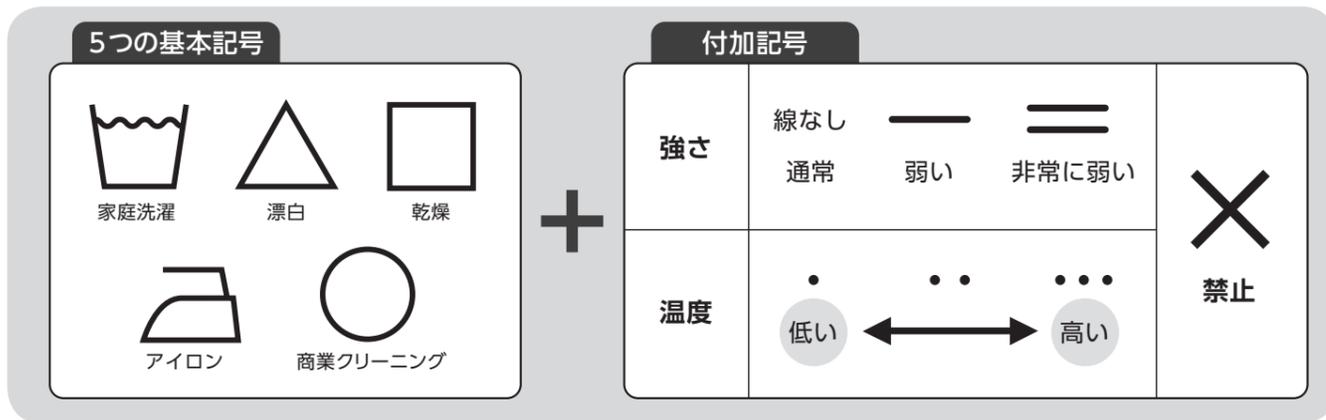


12月1日から取扱い表示記号が変更になります

クリーニング業者に求められる 新JIS取扱い表示への対応



図表1 新JIS記号の基本。5つの基本記号と付加記号の組み合わせで構成される

**いよいよ今年12月から
新JISがスタートします**

平成26年10月にISOと整合化した新しい取扱い表示記号JIS L 0001が制定されました。さらに、日本国内で販売する衣料品の取扱い表示を規定している家庭用品品質表示法にもとづく繊維製品品質表示規程が平成27年3月に改正され、いよいよ本年12月1日より施行。新JISによる表示がスタートします。

これにより、表示記号の種類が従来JISの22種類から41種類に増え、繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになります。また、国内外で洗濯表示が統一されることにより、海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになるかと考えられています。

このような利点がある一方で、新JISは現行のJIS L 0217から変更点が多くあるため、クリーニング事業者や消費者が理解を深める必要があります。クリーニング事業者の皆様は、お客様の大切な衣類をお預かりする立場として、お客様が安心してクリーニングを依頼できること、衣類ケアのプロとしてお客様にアドバイスできることが求められています。

なお、全ク連では平成27年度事業と

変更ポイント②

「適用範囲」に
商業クリーニングが
加えられます

現行のJISは家庭における洗濯などの取扱い方法を指示する表示です。それに対し、新JISは家庭洗濯に加え商業洗濯が新たに追加されました。商業クリーニングのための表示として、ドライクリーニングとウエットクリーニングがあります。

変更ポイント③

「指示情報」から
「上限情報」になります

現行のJISが家庭における洗濯などの取扱い方法を指示する「指示情報」であるのに対し、新JISは繊維製品の取扱いを行う間に回復不可能な損傷を起こさない最も厳しい処理・操作に関する情報「上限情報」を提供しています。

最も厳しい洗濯処理・操作とは、洗濯後の乾燥・仕上げ処理において洗濯物の状態が洗濯前とほぼ同等に回復する上限に近い洗濯処理のことを指します。

例えば、表示記号「液温は40℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる」が付いている衣類では40℃が「上限情報」となり、50℃で洗濯すると回

して厚生労働省の補助金を活用し、新JISに関するDVDを作成して組合や都道府県指導センターに配布したほか、クリーニング技術部会の主導でブロックや各組合で新JISの普及講習会を開催するなど普及に努めてきました。

また、関連官庁に働きかけ、消費者向けやクリーニング事業者向けのリーフレットを作成するなどしています。

本誌では改めてスムーズに新JISへ移行できるよう、組合員の皆様回数にわたり解説を行います。今回は、新JISの概要と変更点のポイントをお伝えします。

どこが変わる?!
新JISのポイント

日本国内で販売される衣料品は、家庭用品品質表示法により、繊維製品の取扱いに関する表示記号の取り付けが義務付けられています。家庭用品品質表示法には繊維製品品質表示規程があり、必要な表示事項と表示を取り付ける対象品目が決められています。

- 表示事項として義務付けられているのは、
- ・組成表示
- ・取扱い絵表示
- ・はつ水性
- ・表示者名および連絡先

変更ポイント④

表示者に取扱い表示の
根拠が求められます

新JISには注記があり、取扱いに関する表示記号または付記用語で示した事項は、信頼性のある根拠（試験結果、素材の特性、過去の不具合実績など）による裏付けを持つことが望ましい、との記載があります。

これは、例えばアパレル業者が洗濯不可の表示をした場合には、洗濯によって不具合が起こることの根拠を保持しなければならぬことを意味します。従来は、水洗いができるような製品にドライクリーニングのみの表示を付ける過保護なケースも多くありましたが、今後はアパレル側に適切な表示を付ける責任が求められます。

ドライクリーニング記号を付ける場合には、決められた条件による実機試験を行うことが原則となり、この試験結果がアパレル側の表示の根拠になります。

**クリーニング業者がすべきこと
〜今後の課題〜**

一方で、クリーニングでは万が一洗たく物に事故が発生した場合に備え、

現行の取扱い表示はJIS L 0217に定められたものですが、このJIS L 0217（以下、現行のJIS）を取扱い表示に使用するよう規程しているのが、前述の繊維製品品質表示規程です。

この日本が独自に使用している取扱い表示記号を国際規格ISO 3758に切り替える（整合化する）作業が平成23年から3年計画で行われ、その結果できたのが平成26年10月に制定されたJIS L 0001（以下、新JIS）です。

それでは、新JISでは何がかわるのか、ポイントを見ていきましょう。

変更ポイント①
記号の図柄が変更となり
41種類に増えます

新JIS記号は、「家庭洗濯」「漂白」「乾燥」「アイロン」「商業クリーニング」の5つの基本記号と付加記号（強さ・温度・禁止）、温度を示す数字の組み合わせで構成されます（図表1）。

これにより、現行のJISによる6分類22種類から5分類41種類に記号が増えます。従来の見慣れた記号から大きく図柄が変更されていることや、新たにタンブル乾燥や商業ウエットクリーニング記号⑩が追加されています。

自店の洗浄条件が前述の試験方法の範囲内であることを証明するため、個々の品物の洗浄条件やドライソープ濃度を記録・保管する必要があります。

さらに、従来は各クリーニング店の技量や判断で行われていたウエット処理について、商業ウエットクリーニング⑩が新設されました。⑩の表示が推奨される、家庭での仕上げが困難な製品等について、現在、表示の可否を判断するウエット試験のスキーム等を協議しており、今後の課題については次号以降解説していきます。



以上が現行のJISと新JISとの大きな相違点です。なお、12月1日以降は新たに製造・販売される衣料品に新JISの取扱い表示を付けることが義務付けられますが、現行のJISによる衣類もかなりの間クリーニング店に出されることとなります。そのため、前述のような相違点を受付担当者やクリーニング処理をする業者がきちんと理解しておく必要があります。次号以降、詳細を解説していきますのでご注目ください。

※新JIS記号の詳細と現行のJISとの対比は、次号以降で解説します